

答 申 第 5 6 号  
( 諮 問 第 5 6 号 )

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 9 年 5 月 1 6 日付け鎌地第 1 4 6 号で諮問のあった下記の事  
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

平成28年11月4日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「面白法人カヤックの会議室兼ラボスペース、面白法人カヤックの会議室兼イベントスペース 上記2件の鎌倉市企業活動拠点整備事業の応募書類 1. 申込書、2. 事業報告書、3. 資金計画書、4. 収支計画書」に対して実施機関鎌倉市長が平成28年11月17日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち「1 経営理念」、「2 本事業を実施する理由」は公開することが妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成28年11月4日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「面白法人カヤックの会議室兼ラボスペース、面白法人カヤックの会議室兼イベントスペース 上記2件の鎌倉市企業活動拠点整備事業の応募書類 1. 申込書、2. 事業報告書、3. 資金計画書、4. 収支計画書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成28年11月17日付け鎌倉市指令観第11号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成28年11月18日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求書、審査請求人から平成28年12月9日付けで提出された反論書、平成29年1月10日付けで提出された再反論書、

同年 2 月 3 日に提出された再々反論書、同年 9 月 26 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 一部公開決定処分を行うには、非公開条項を機械的に適用するのではなく、非公開条項の趣旨と公開を求められた情報が非公開条項に該当するか否かを厳密に検討した上で、市民の知る権利を制約することによる不利益と非公開とすることにより保護される利益を慎重に比較衡量することが求められる。

イ 実施機関の公開・非公開の判断は、極めて概括的に行われており、非公開とした情報の個別の具体的な非公開理由が一部公開決定通知書には記載されていない。条例第 6 条第 2 号該当の部分は、実施機関が当該文書のどの部分をどのような根拠で非公開にしたのかが全く明らかではなく、理由付記の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしく、もはや理由付記の要件を満たさないものといわざるを得ない。したがって、原処分は条例第 10 条及び鎌倉市行政手続条例第 7 条に違反しており、取り消されるべきである。

ウ 鎌倉市拠点活動整備事業は、国の地方創生加速化交付金を活用して実施するものである。その補助金が同じ事業者の 2 事業に交付予定である。今回公開された事業計画書等では、市民等が交付予定の 2 事業の違いを検証できない。これは市民の知る権利に対する制約であり、処分庁の責任放棄である。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 28 年 12 月 2 日付けで提出された弁明書、同年 12 月 27 日付け再弁明書、平成 29 年 1 月 31 日付け再々弁明書及び同年 9 月 26 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 審査請求の対象となっている鎌倉市企業活動拠点整備事業の応募書類は、法人が企画力等をアピールするための創意工夫により作成された資料であるとともに、事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解せられ、計画の独自性や優位性、競争上の地位その他正当な利益を確保することが必要なものである。行政文書

一部公開決定の際には、条例第6条各号の規定に照らし、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開としたものである。

- (2) 今回の決定では条例第10条及び鎌倉市行政手続条例第7条の規定に基づき、行政文書一部公開決定通知書に公開しない部分の概要及び理由を記載した上で、審査請求人に通知している。

したがって、審査請求人は、条例第10条及び行政手続条例第7条に違反をしている旨を主張しているが、条例に抵触するものではなく、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 審査請求人は補助金が同じ事業者の2つの事業に交付されており、本件処分ではその内容の違いが分からないと指摘する。このことについては、別途、補助金申請に係る事務があることから、当該事業の完了について法人から提出された報告書等について、補助金の活用実績となる箇所を公開できるものと捉えている。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

- (1) 鎌倉市企業活動拠点整備事業について

鎌倉市企業活動拠点整備事業（以下「拠点整備事業」という。）の概要は、鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針である「働くまち鎌倉」の実現に向けて、企業（情報通信関連）のネットワークづくりのために事業者が行う「空き家、空き店舗等の不動産を活用した企業活動の拠点整備」に係る事業計画を拠点整備事業として認定し、その事業計画を実施する事業者に対して、補助金を交付する事業である。

市が事業者から事業プランを募集し、選考委員会の審査を経て、5事業が当該事業の認定を受けた。

- (2) 本件対象文書について

本件対象文書は、拠点整備事業に応募する際に株式会社カヤックが鎌倉市に提出した応募書類のうち、面白法人カヤックの会議室兼ラボスペース及び面白法人カヤックの会議室兼イベントスペースの2事業にかかる申込書、事業計画書、資金計画書、収支計画書である。

(3) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、事業計画書、資金計画書及び収支計画書の一部について条例第6条第2号に該当するとして非公開としていることから、この点について検討する。

(ア) 事業計画書

当審査会が、本件対象文書をインカメラで見分したところ、事業計画書には、事業の実施予定場所、経営理念（項目1）、事業者の経営状況（項目2）、事業者の事業計画における拠点整備事業の位置付け（項目3、8）、具体的な事業内容及び運営手法（項目4、6、7）、料金設定等具体的な運営体制（項目5）、利用者数の予測、行事開催の頻度（項目9）が記載されていた。

事業活動に関する具体的な情報は、通常、公にされているものではなく、仮に公開されると経営の一端が明らかとなり、今後の事業活動が察知されるなど法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例第6条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。ただし、項目1及び項目2に記載されている内容は、公開することにより法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとは言えず、条例第6条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

(イ) 資金計画書及び収支計画書

一般に法人等の特定の事業に関する資金計画及び収支計画は、それが公開されると当該法人等の資金調達力や経営戦略が明らかとなる情報である。したがって、これらの情報が公開されると当該法人等の競争上の地位を害し、法人等に著しい不利益を与えると認められる。このため、条例第6条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付言

- (1) 本件対象文書をインカメラで見分したところ、事業計画書の中に、添付資料が存在することが認められるが、公開された文書にはこれら添付資料は含まれていなかった。

添付資料は請求対象文書である事業計画書と一体の文書であることは明らかであり、実施機関が公開対象文書として扱わなかったことは処分として不適切である。公開・非公開の決定を行うに当たっては、対象となる文書を適切に特定し、結果的に非公開となる文書であっても、非公開とする箇所とその理由を明確に摘示するように求める。

- (2) 非公開に係る理由の記載については、条例第10条第2項が、「公開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開するとき以外は、その理由を併せて通知しなければならない。」としている。行政文書の非公開決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであるとされている。

本件処分の場合、情報公開請求者から見て、条例第6条第2号のどの部分に該当するのか理解できるものとはなっていない。

理由付記の方法、程度は個別の事案ごとに検討を要するものである。

今後、情報公開請求対象文書として特定された文書において、どの情報が非公開理由のうちどの要件に該当するのかについて、上記の解釈に照らして、事案に則した適宜の方法により、情報公開請求者が理解し得る程度の理由を付記することを求めるものである。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 8 / 1 1 / 4	行政文書公開請求書が提出される
1 1 / 1 7	行政文書一部公開決定通知書送付
1 1 / 1 8	審査請求書が提出される(処分庁:観光商工課 審査庁:地域のつながり推進課)
1 2 / 2	処分庁が弁明書を提出
1 2 / 9	審査請求人が審査庁に反論書及び口頭意見陳述申出書を提出
1 2 / 2 7	処分庁が再弁明書を提出
2 9 / 1 / 1 0	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
1 / 3 1	処分庁が再々弁明書を提出
2 / 3	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
4 / 1 2	口頭意見陳述を実施
5 / 1 6	審査会に対し諮問
7 / 6	審査請求人が審査会に意見書及び口頭意見陳述申立書を提出
9 / 2 6	第 8 8 回 審査会で審議 (審査請求人からの口頭による意見陳述) (処分庁からの口頭による決定理由説明)
1 0 / 3 0	第 8 9 回 審査会で審議
1 1 / 2 1	答申 (答申第 5 6 号)